

# 第9期 佐倉市高齢者福祉・介護計画

## 第I部 総論（素案）

令和5年11月

佐 倉 市

---

# 目次

第 I 部 .....	1
第 1 章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 「基本指針」の改正内容.....	3
3 計画の位置付け .....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制 .....	6
6 計画の推進体制 .....	9
第 2 章 佐倉市の高齢者を取り巻く現状.....	12
1 佐倉市の高齢者の状況 .....	12
2 介護保険サービスの現状.....	15
3 アンケート調査結果からみた現状 .....	17
4 第 8 期計画の評価及び課題.....	34
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	38
1 基本理念と基本目標 .....	38
2 計画の体系.....	40
3 重点施策 .....	41
4 日常生活圏域.....	43
5 地域包括ケアシステムの推進、深化.....	46

---

# 第 I 部 総論



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けての取り組みなどが重要です。

佐倉市は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画」において、基本理念『みんなで支え合い、よるこびが生まれる都市・佐倉』の具現化を目指し、基本目標『可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。』を実現するため、令和7年（2025年）を見据えて、認知症対策や介護予防、生きがいづくり、介護サービスの充実に取り組んできました。

続く令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、厚生労働大臣が定める「基本指針」を踏まえ、令和7年（2025年）に加えて令和22年（2040年）を視野に入れながら、中長期的な介護保険のサービス給付や保険料水準の推計、「地域包括ケアシステム」の構築・推進を図るとともに「地域共生社会」を目指す計画として策定します。

## 2 「基本指針」の改正内容

介護保険法の規定により厚生労働大臣が定める「基本指針」は、市町村介護保険事業計画策定のガイドラインを示すものです。第9期計画の策定にあたり、次の項目を「記載を充実する事項」とする「基本指針」の改正が行われています。

なお、各事項の説明は概略となります。

### ◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

##### ① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

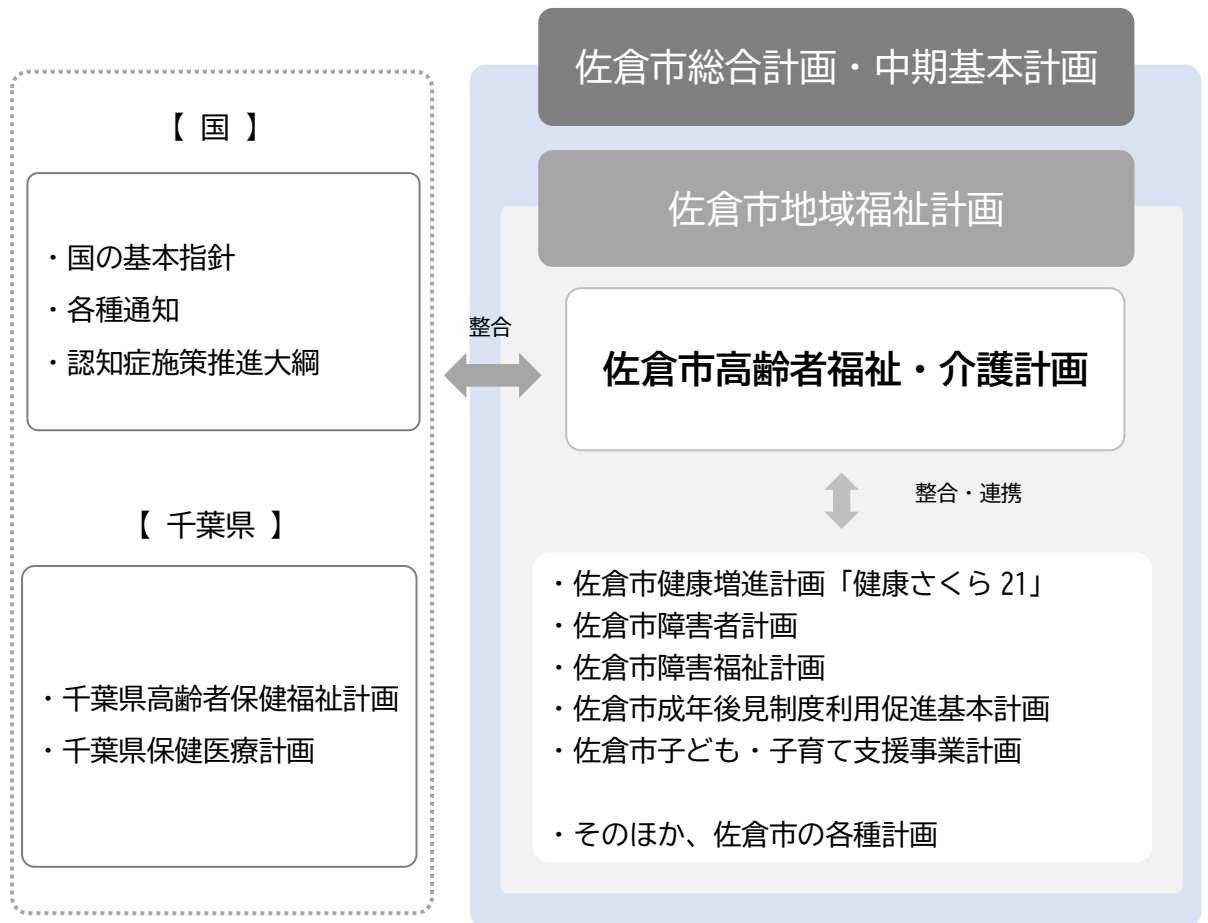
・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

### 3 計画の位置付け

本計画は、佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定めるとともに、その実現のための施策を定めるために策定するものです。

老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業を円滑に実施するための計画です。両計画は一体として策定することがそれぞれの法律で定められています。

また、本計画は、佐倉市総合計画における高齢者福祉分野の個別計画として位置づけられるとともに、福祉の基盤計画である佐倉市地域福祉計画の基本理念に基づき策定する行政計画です。千葉県の定める計画との整合を図るとともに、高齢者福祉等に関連する他の個別計画との整合を図り策定しています。



## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
<令和22（2040）年までの見通し>								
第8期佐倉市高齢者福祉 ・介護計画 2021～2023			第9期佐倉市高齢者福祉 ・介護計画 2024～2026			第10期佐倉市高齢者福祉 ・介護計画 2027～2029		

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内在住の高齢者に対する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」、「介護サービス事業者に対する事業参入意向調査」や「介護人材の確保・定着に関する調査」、「介護労働者の実態及び意向調査」、「介護サービス未利用者と特別養護老人ホーム入所希望者への利用意向調査」を実施し、高齢者の健康状態や生活状況、介護職場の実態等を分析するとともに、統計資料や既存計画の振り返りにより課題を抽出し、策定の基礎資料としました。

これらの資料をもとに、公募市民や医療・福祉・介護の各分野の代表等からなる「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」において、委員の意見を求め、計画を検討しました。

### (1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業推進のため、効果的な運用を期することを目的に設置された機関で、医療、福祉、介護の各分野の代表と、学識経験者及び公募市民による委員で構成されており、規定計画の進捗状況を確認するとともに、あらたな計画策定に向けた各段階において、方針や目標、施策の内容などについて審議しました。



【開催状況】

- ◇ 令和3年度 第1回 懇話会【令和3年6月21日】
  - (1)副会長の選任について
  - (2)令和2年度佐倉市高齢者福祉の状況について
  - (3)令和2年度介護保険事業の実績について
- ◇ 令和3年度 第2回 懇話会【令和3年12月81日】
  - (1)令和3年度地域包括支援センターの事業評価結果について
  - (2)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
- ◇ 令和3年度 第3回 懇話会【令和4年3月18日】
  - (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について
  - (2)令和4年度地域包括支援センターの運営方針(案)について
- ◇ 令和4年度 第1回 懇話会【令和4年5月19日】
  - (1)佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の所掌事務について
  - (2)佐倉市の高齢者福祉及び介護保険の概況について
  - (3)地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
  - (4)今後のスケジュールについて
- ◇ 令和4年度 第2回 懇話会【令和4年8月4日】
  - (1)地域密着型サービス事業所整備法人にかかる選考について
  - (2)令和3年度高齢者福祉・介護計画の進行管理・点検評価について
  - (3)令和3年度介護保険事業の実績について
- ◇ 令和4年度 第3回 懇話会【令和4年12月20日】
  - (1)令和4年度地域包括支援センター事業評価結果について
  - (2)第9期介護保険事業計画(高齢者福祉・介護計画)に向けた調査の実施について
- ◇ 令和4年度 第4回 懇話会【令和5年3月14日】
  - (1)令和5年度佐倉市地域包括支援センター運営方針(案)について
  - (2)第9期高齢者福祉・介護計画策定に向けたスケジュール(案)について
- ◇ 令和5年度 第1回 懇話会【令和5年6月1日】
  - (1)副会長の選任について
  - (2)地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
  - (2)第9期計画策定に向けた情報について
- ◇ 令和5年度 第2回 懇話会【令和5年8月10日】
  - (1)地域密着型サービス事業所整備法人の公募結果について
  - (2)令和4年度高齢者福祉・介護計画の進行管理・点検評価について
  - (3)令和4年度介護保険事業の実績について
  - (4)第9期計画策定に向けた調査の結果(概要)について
- ◇ 令和5年度 第3回 懇話会【令和5年11月8日】
  - (1)第9期計画策定の骨子・素案について
- ◇ 令和5年度 第4回 懇話会【令和5年12月21日】 ※予定
  - (1)令和5年度地域包括支援センター事業評価結果について
  - (2)第9期高齢者福祉・介護計画(案)について
- ◇ 令和5年度 第5回 懇話会【令和6年3月14日】 ※予定
  - (1)令和6年度佐倉市地域包括支援センター運営方針(案)について
  - (2)第9期高齢者福祉・介護計画について

## (2) 市民等への実態・意向調査

---

現在の状況や求めているニーズ、今後の課題などについて把握するため、市民などに対して、各種の実態や意向調査を実施し、それらの結果を分析、整理したうえで、今後の施策に反映すべく、計画の内容について検討しました。

## (3) 庁内担当職員間の協議検討

---

高齢者福祉課及び介護保険課の担当職員間により、前計画の振り返りや統計等を基に、今後の施策内容やそれを踏まえた計画の原案作成について検討したのち、関係する各課とも調整を図り、計画の内容全体の協議、検討を進めました。

## (4) パブリックコメントの実施

---

計画案について、ホームページ等で公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

## 6 計画の推進体制

---

### (1) 情報提供と相談窓口の充実

---

#### ①介護保険やサービス等に関する情報の広報

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、広報、パンフレット等を発行し、サービスの利用・契約に役立つ知識やサービス事業者情報等を提供・周知します。また、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備します。

#### ②相談窓口の充実

相談及び苦情等に対し迅速かつ適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心として、市の窓口及び、民生委員・児童委員等の関係機関等との連携による体制づくりを強化します。

### (2) 連携体制の強化

---

#### ①庁内の連携体制

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営とともに、保健・福祉・医療の分野だけではなく、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間等、庁内関連部局との連携を強化し、各種施策・事業による総合的な支援に取り組みます。

#### ②地域との協働体制

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもちろんのこと、市民、関連機関、企業等の事業者、地域の各主体が役割を持ち、地域全体で高齢者を支える取り組みを進めることが重要となります。

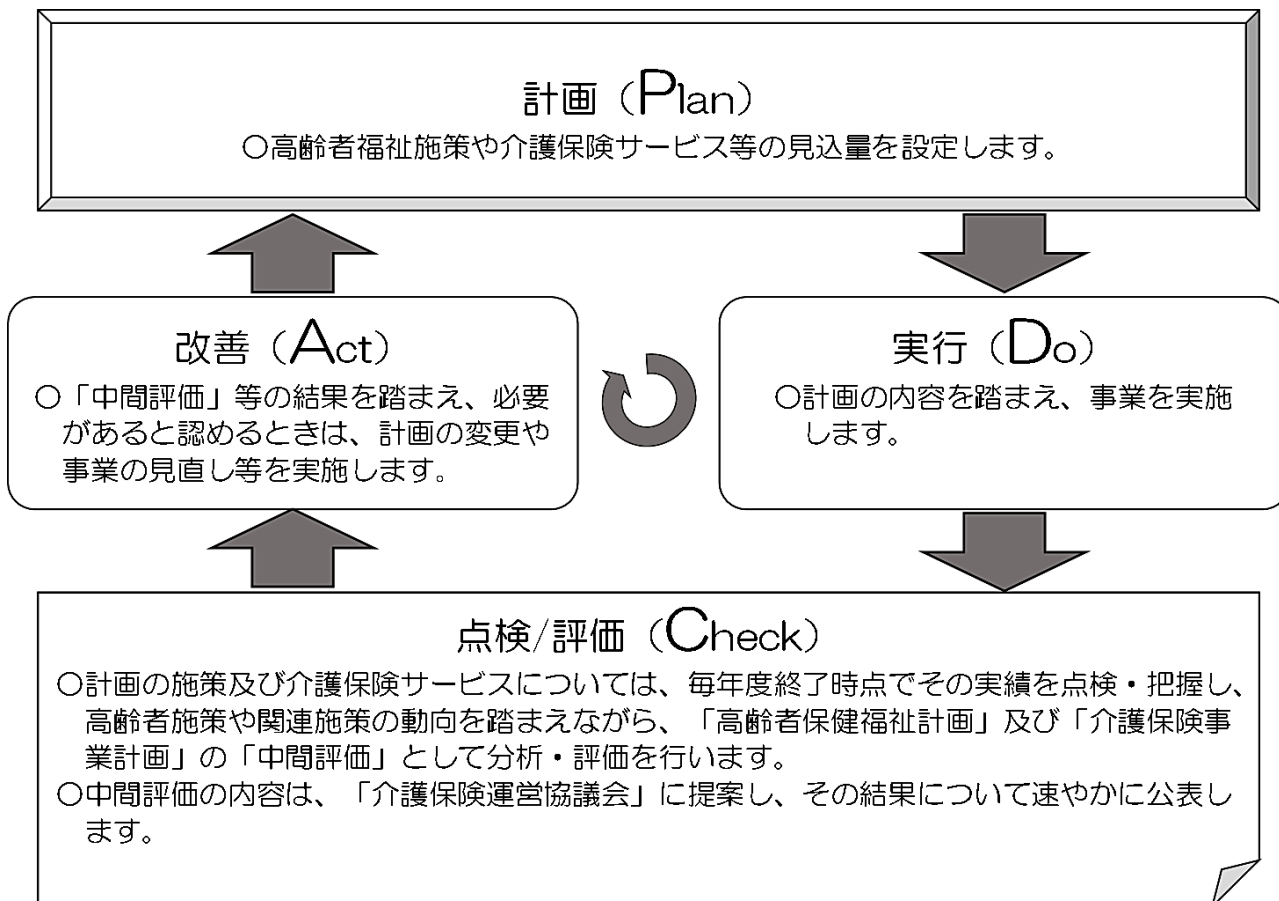
### (3) 進捗状況の把握・評価

---

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう引き続き努めていきます。

また、得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、運営や計画の見直し時に反映してPDCAサイクル（P計画－D実行－C点検/評価－A改善）による効率的な進捗管理を佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が主体となって実施します。

○ PDCAサイクルのイメージ



「住民からの視点」

項目：計画全般や各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

手段：アンケート調査、各種相談事業など

「行政からの視点」

項目：計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

手段：月次統計など

「事業者からの視点」

項目：サービスの利用動向、地域との連携状況など

手段：アンケート調査など

## (4) 計画の見直し

---

計画の最終年度の令和8年度（2026年度）は、次期計画策定の年度にあたります。社会福祉制度をめぐる情勢の変化やアンケート調査、それまでに聴取した意見・提言を取り入れ、計画の見直しを行います。



# 佐倉市の高齢者を取り巻く現状

## 1 佐倉市の高齢者の状況

### (1) 佐倉市の人口と高齢化率の推移と推計

本市の人口は、令和5年（2023年）9月末現在170,508人であり、今後、減少傾向が続くことが予想されています。一方、65歳以上の全人口に対する高齢者の割合は、引き続き増加が続き、令和8年（2026年）には全人口の34.3%に、令和22年（2040年）には40.6%になる見込みです。

高齢者のうち65～74歳の前期高齢者人口は、令和8年（2026年）まで減少していくのに対し、75歳以上の後期高齢者人口は増え続け、令和8年には全人口の5人に1人の割合となることを見込まれています。なお、令和22年には、高齢者全体の人口は52,968人と令和8年よりも減少する見込みですが、後期高齢者人口が減少するのに対し、前期高齢者人口は増加する見込みとなっています。

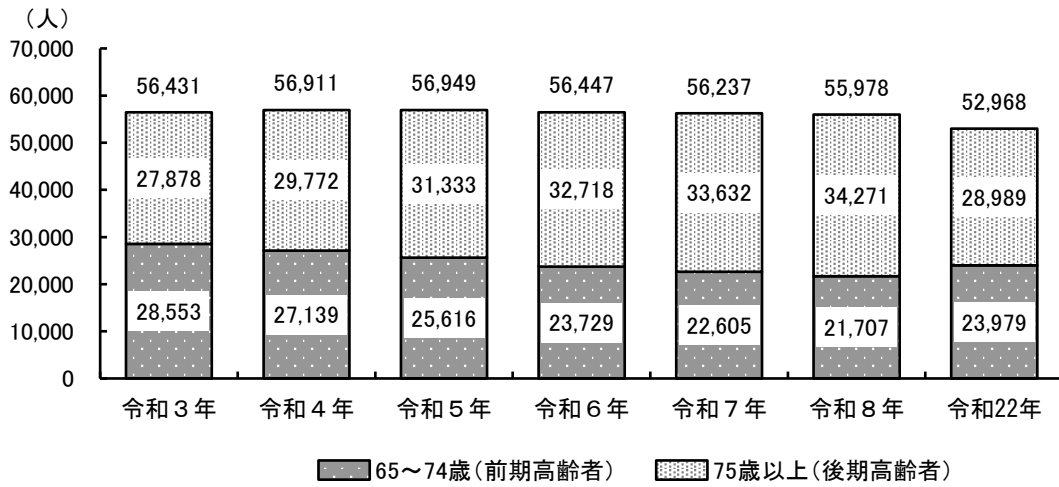
佐倉市の人口の推移と推計

単位：人

区分	実績			推計			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
全人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
40歳未満	57,726 33.5%	56,535 33.0%	55,601 32.6%	53,093 31.8%	51,809 31.4%	50,563 31.0%	36,699 28.1%
40～64歳	58,321 33.8%	58,125 33.9%	57,958 34.0%	57,544 34.4%	57,182 34.6%	56,757 34.8%	40,767 31.3%
65歳以上	56,431 32.7%	56,911 33.2%	56,949 33.4%	56,447 33.8%	56,237 34.0%	55,978 34.3%	52,968 40.6%
65～74歳	28,553 16.6%	27,139 15.8%	25,616 15.0%	23,729 14.2%	22,605 13.7%	21,707 13.3%	23,979 18.4%
75歳以上	27,878 16.2%	29,772 17.4%	31,333 18.4%	32,718 19.6%	33,632 20.4%	34,271 21.0%	28,989 22.2%

資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）  
推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

### 前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移と推計

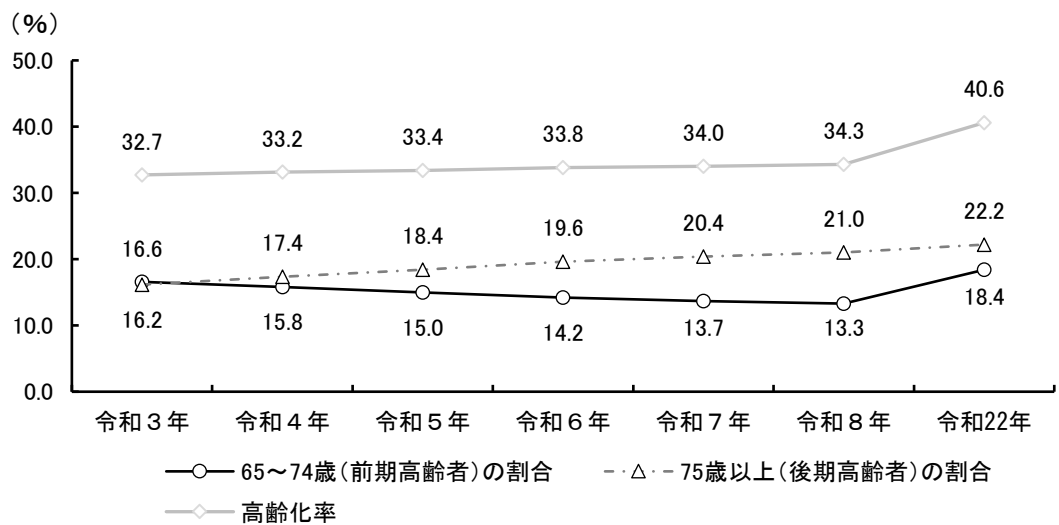


資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）  
推測値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、令和5年（2023年）9月末現在の33.4%から、令和7年（2025年）には34.0%、令和22年（2040年）には40.6%の割合となることを見込まれています。

また、全人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合も、令和5年の18.4%から、令和7年には20.4%、令和22年には22.2%と、前期高齢者の割合を上回った割合で推移すると推計されています。

### 高齢化率の推移と推計



資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）  
推測値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

【参考】65歳以上人口の年齢区分ごと推移と推計

単位：人

区分	実績			推計			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
65歳以上人口	56,431	56,911	56,949	56,447	56,237	55,978	52,968
65～74歳	28,553 16.6%	27,139 15.7%	25,616 15.0%	23,729 14.2%	22,605 13.7%	21,707 13.3%	23,979 18.4%
75歳以上	27,878 16.2%	29,772 17.4%	31,333 18.4%	32,718 19.6%	33,632 20.4%	34,271 21.0%	28,989 22.2%
85歳以上	7,359 4.3%	7,975 4.6%	8,330 4.9%	8,221 4.9%	8,714 5.3%	9,346 5.7%	12,480 9.6%

資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）

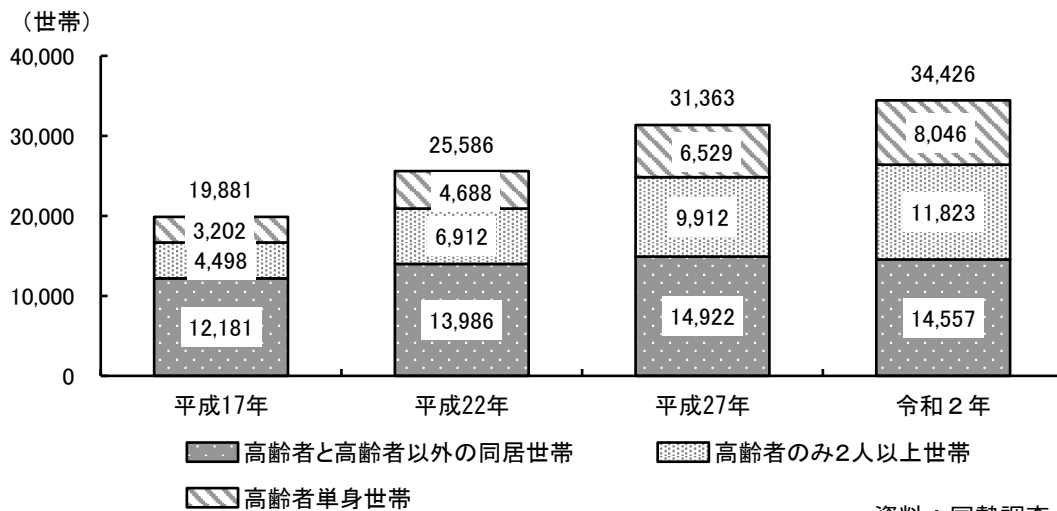
推測値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

後期高齢者のうち、85歳以上になると介護給付の利用割合が格段と高まることから、85歳以上人口の推移についても注視していく必要があります。

## （2）高齢者世帯の状況

5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づく高齢者世帯の状況については、令和2年（2020年）では、高齢者単身世帯が8,046世帯、高齢者のみ2人以上世帯が11,823世帯となっており、どちらの世帯も10年前の平成22年（2010年）と比較して約2倍に増加しています。

高齢者世帯数の推移



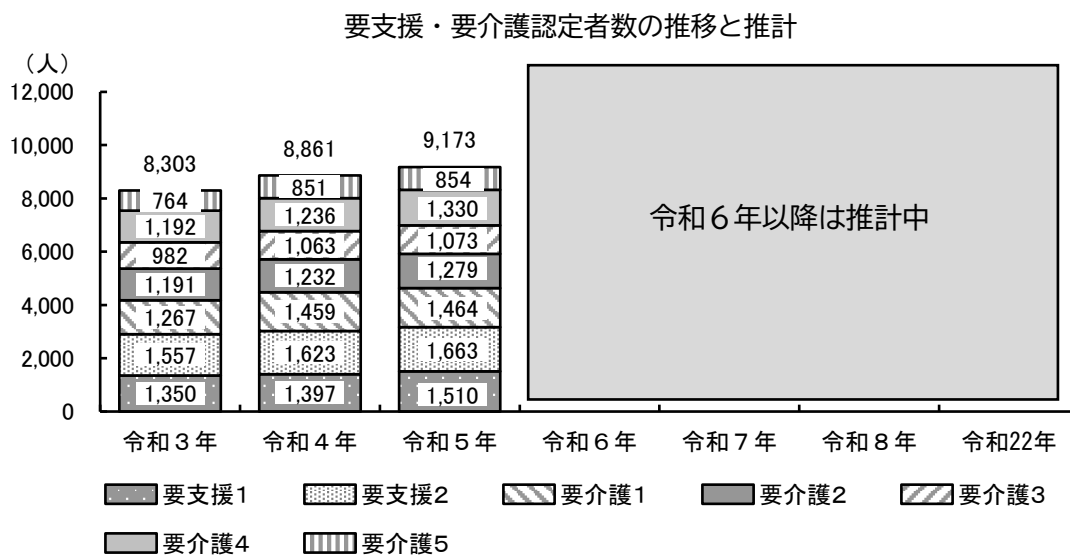
資料：国勢調査



## 2 介護保険サービスの現状

### (1) 要介護・要支援認定数の推移と推計

令和5年(2023年)9月末現在、要支援・要介護認定を受けているかたは9,173人で、このうち65歳以上の第1号被保険者は8,965人です。同月末現在の65歳以上人口が56,949人であるため、65歳以上の高齢者のうち15.7%のかたが、要支援・要介護認定を受けていることになります。



資料：実績値は介護保険事業状況報告の各年度9月分

## (2) 介護サービス受給状況

居宅介護（介護予防）サービスの受給者は4,901人で、利用されているサービスの55.2%を占めており、最も利用されているサービスとなっています。

また、地域密着型（介護予防）サービスの受給者は853人で、利用されているサービスの9.6%を占めています。

施設介護サービスの受給者は1,253人で、利用されているサービスの14.1%を占めています。

### 居宅介護（予防）サービス受給状況

単位：人

区分	予防給付		介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
要支援・要介護 認定者数	1,397 100.0%	1,627 100.0%	1,461 100.0%	1,235 100.0%	1,066 100.0%	1,239 100.0%	856 100.0%	8,881 100.0%	
居宅介護(介護 予防)サービス	386 27.6%	800 49.2%	1,103 75.5%	977 79.1%	677 63.5%	600 48.4%	358 41.8%	4,901 55.2%	
地域密着型(介護 予防)サービス	0 0.0%	2 0.1%	286 19.6%	221 17.9%	133 12.5%	132 10.7%	79 9.2%	853 9.6%	
施設 介護 サービス	介護老人福祉 施設	0 0.0%	0 0.0%	5 0.3%	18 1.5%	176 16.5%	362 29.2%	276 32.2%	837 9.4%
	介護老人保健 施設	0 0.0%	0 0.0%	37 2.5%	71 5.7%	79 7.4%	128 10.3%	87 10.2%	402 4.5%
	介護療養型 医療施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	介護医療院	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	10 0.8%	2 0.2%	14 0.2%
計	0 0.0%	0 0.0%	42 2.9%	89 7.2%	257 24.1%	500 40.4%	365 42.6%	1,253 14.1%	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和4年9月末日現在）  
※令和5年9月末日現在のデータが公表されたら差し替えます。

## || 3 アンケート調査結果からみた現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定の基礎資料とすることを目的として、市民や介護保険サービス事業所などを対象に、現在の状況や制度に対するご意見などを伺う各種調査を実施しました。

#### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的：第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の検討資料とするために実施しました。

対象：65歳以上の要支援者、総合事業対象者及び一般高齢者 3,500人

期間：令和5年4月20日～令和5年5月20日

方法：郵送による発送・回収

配布数：3,500、有効回収数2,352（回収率：67.2%）

#### ② 在宅介護実態調査

目的：「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討するため、実施しました。

対象：調査期間中に更新や区分変更で認定調査を受けた在宅生活の要支援・要介護者

期間：令和4年11月18日～令和5年6月30日

方法：郵送による発送・回収

配布数：2,692、有効回収数：998（回収率：37.1%）

※ 認定データとの関連付けを行うことができた有効回答数は 830票

#### ③ 事業参入意向調査

目的：市内における介護保険サービス事業所の新設意向を調査し、整備計画の参考資料とするため、実施しました。

対象：市内で介護保険サービス事業所を運営している法人

期間：令和5年5月1日～6月15日

方法：電子メールで配布、ちば電子申請サービスによる回答

配布数：100、有効回収数：7（参入意向がある事業所のみ回答）

#### ④ 介護人材の確保・定着に関する実態調査

目的：介護サービスの提供能力を確認すること及び人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため、実施しました。

対象：市内の介護保険サービス事業所

期間：令和5年5月1日～6月15日

方法：電子メールで配布、ちば電子申請サービスによる回答

配布数：194事業所、有効回収数：68（回収率：35.1%）

#### ⑤ 介護労働者の実態及び意識調査

目的：人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため及び介護労働者の処遇改善策の検討資料とするため、実施しました。

対象：市内の介護保険サービス事業所に就労している、主任又はリーダー職以上の職員（実務経験5年程度以上、各事業所5人以下）、一般職員（実務経験5年程度未満、各事業所5人以下）

期間：令和5年5月1日～6月15日

方法：電子メールで配布、ちば電子申請サービスによる回答

回答数：226人

#### ⑥ 介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）

目的：介護サービス未利用者の実態を確認するため、実施しました。

対象：市内に在住し、介護認定を受けているサービス未利用者（過去1年）

期間：令和5年6月1日～6月30日

方法：郵送による発送・回収のほか、ちば電子申請サービスによる回答

配布数：1197、有効回収数：524（回収率：43.8%）

#### ⑦ 介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者）

目的：入所希望を確認し、特別養護老人ホーム整備計画の検討資料とするため、実施しました。

対象：市内に在住し、特別養護老人ホームに入所希望している者

期間：令和5年5月22日～6月30日

方法：郵送による発送・回収

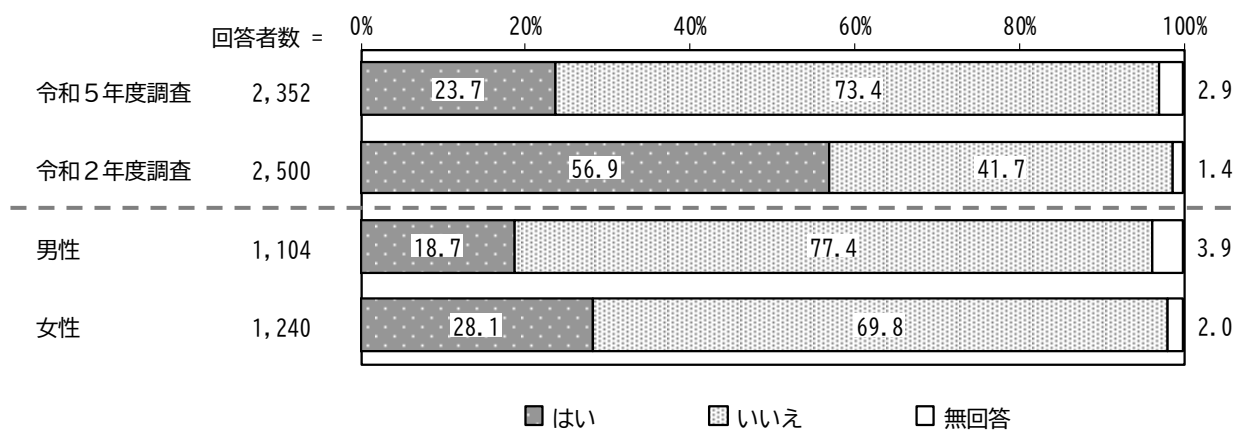
配布数：316、有効回収数：121（回収率：38.3%）

## (2) 調査結果

### (2) - 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### ① 新型コロナウイルス感染症流行の影響による外出控えについて

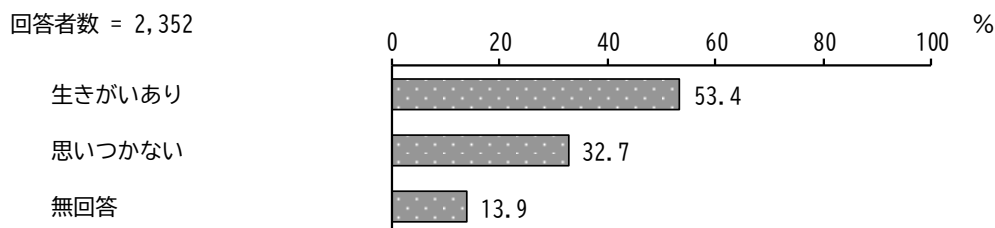
外出を控えている人は23.7%ですが、前回の56.9%に比べて半分以下となっています。また、外出を控えていない人は、前回41.7%が今回は73.4%と大幅に増加しています。これらは、新型コロナウイルス感染症による外出自粛をしなくなった人が多いことを示しています。



#### ② 地域での活動について

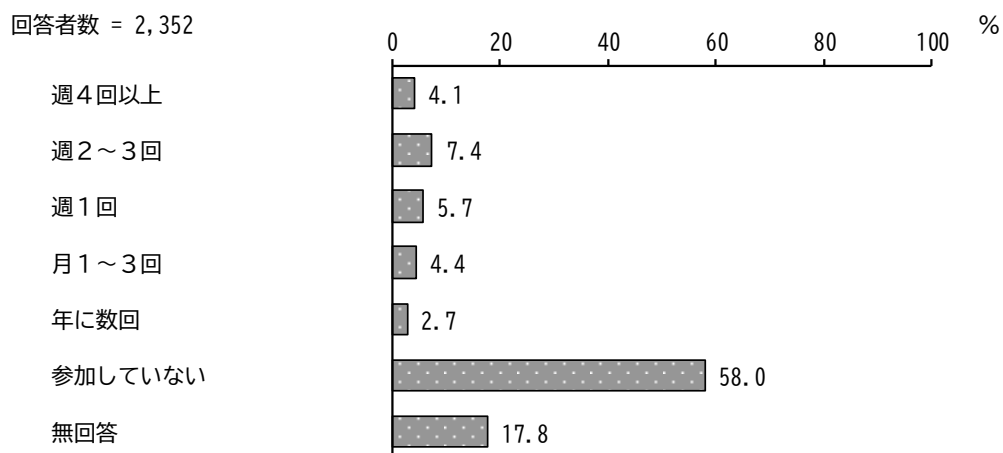
##### ア 生きがいの有無

「生きがいあり」の割合が53.4%、「思いつかない」の割合が32.7%となっています。



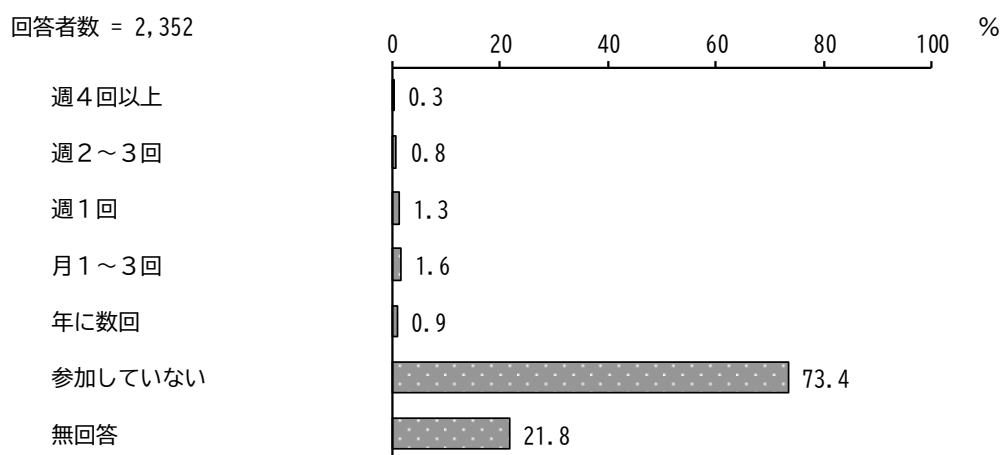
## イ スポーツ関係のグループやクラブの参加頻度

「参加していない」の割合が58.0%と最も高くなっています。



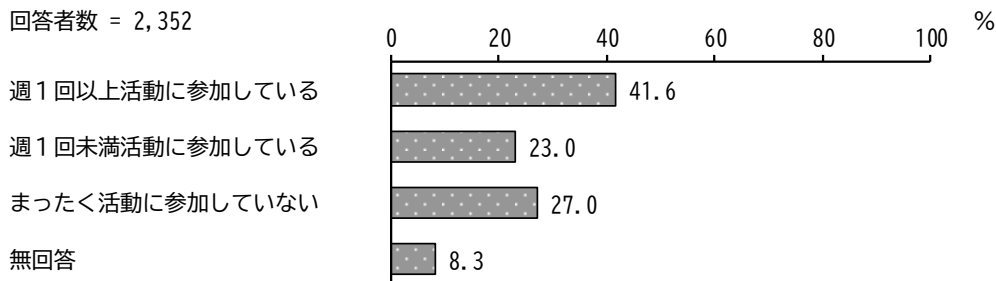
## ウ 介護予防のための通いの場の参加頻度

「参加していない」の割合が73.4%と最も高くなっています。



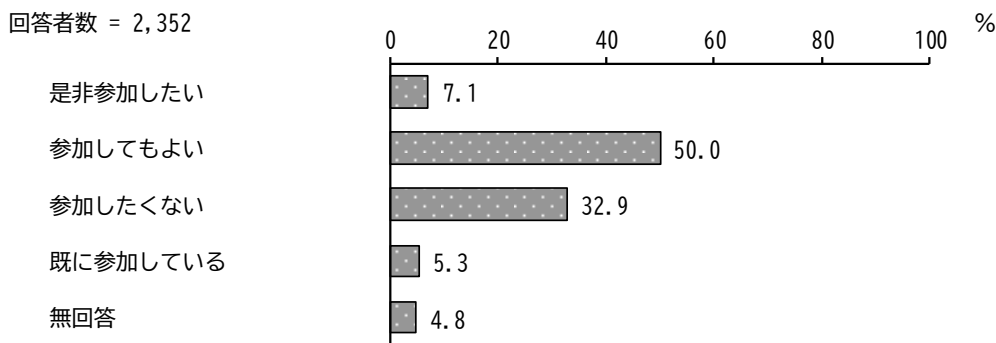
## エ 地域活動への参加状況

「週1回以上活動に参加している」の割合が41.6%と最も高く、次いで「まったく活動に参加していない」の割合が27.0%、「週1回未満活動に参加している」の割合が23.0%となっています。



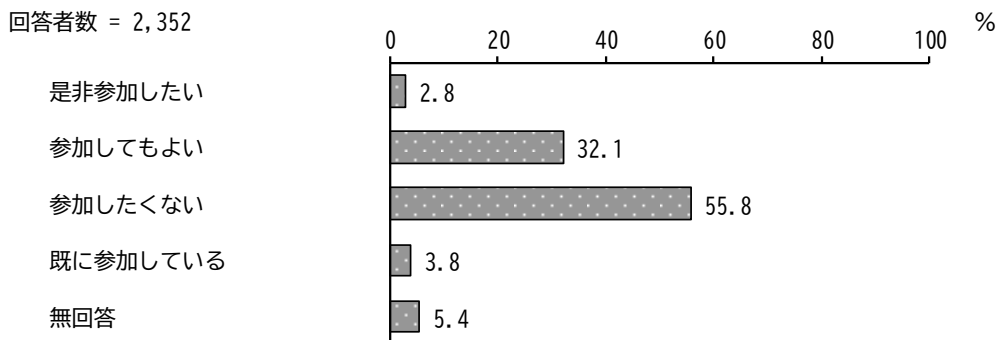
## オ 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

「参加してもよい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が32.9%となっています。



## カ 地域でのグループ活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

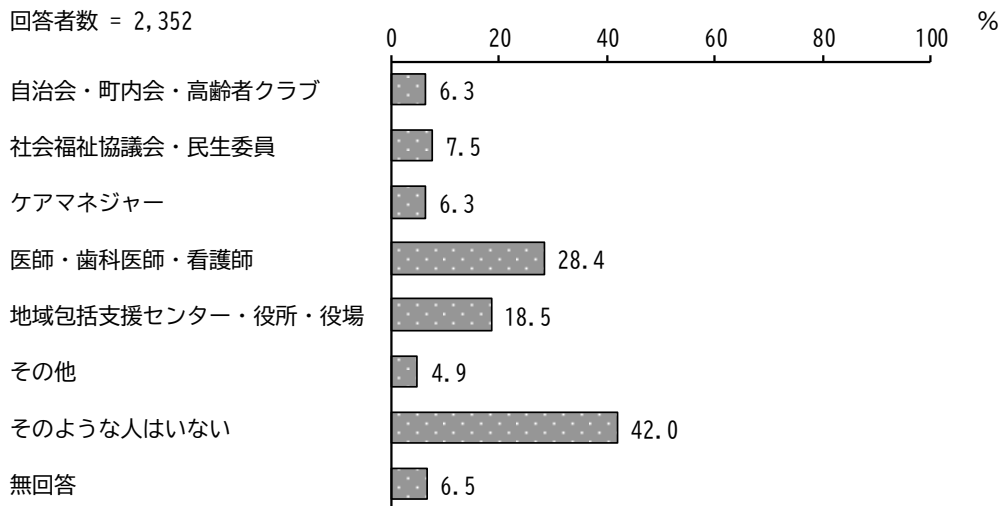
「参加したくない」の割合が55.8%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が32.1%となっています。



### ③ たすけあいについて

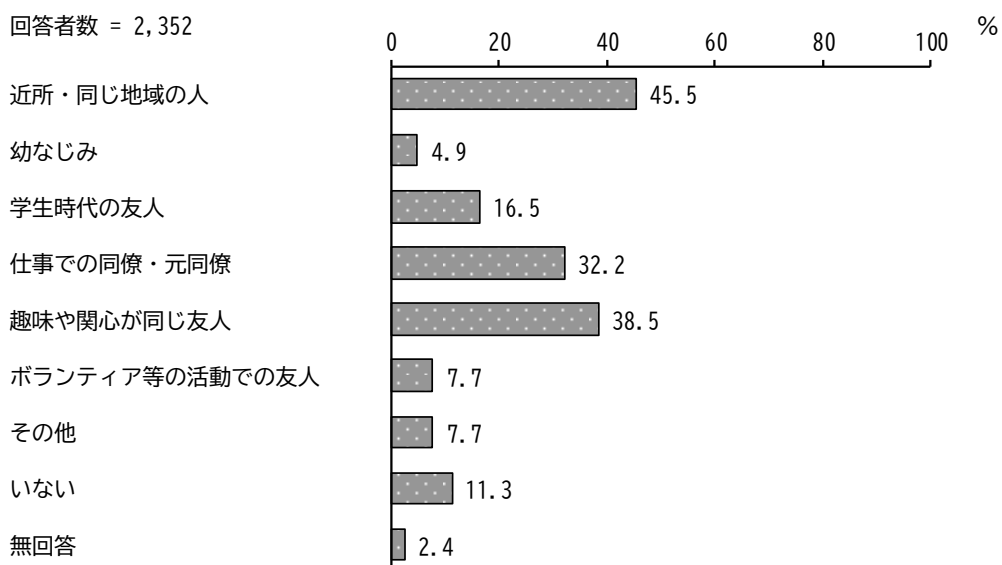
#### ア 家族や友人・知人以外の相談相手

「そのような人はいない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が28.4%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が18.5%となっています。



#### イ よく会う友人・知人との関係

「近所・同じ地域の人」の割合が45.5%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が38.5%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が32.2%となっています。

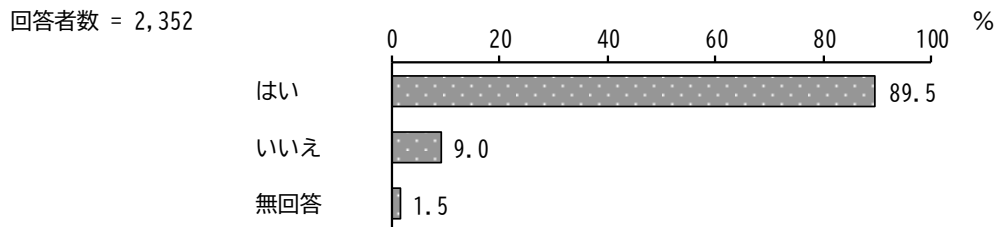




#### ④ 健康について

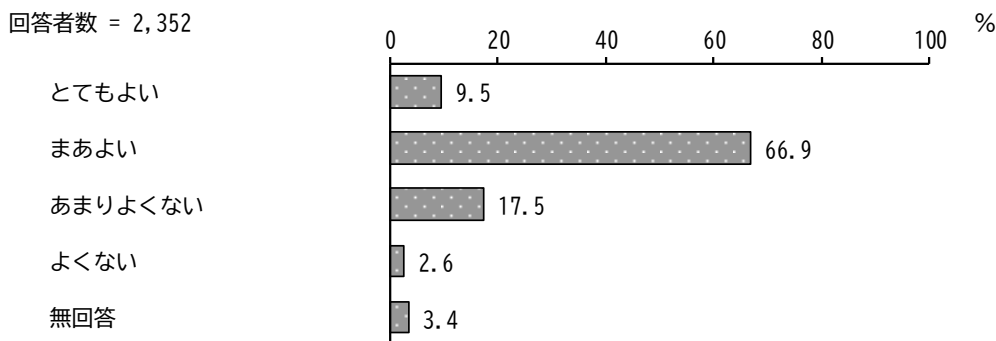
##### ア 健康に関する情報の関心の有無

「はい」の割合が89.5%、「いいえ」の割合が9.0%となっています。



##### イ 健康状態

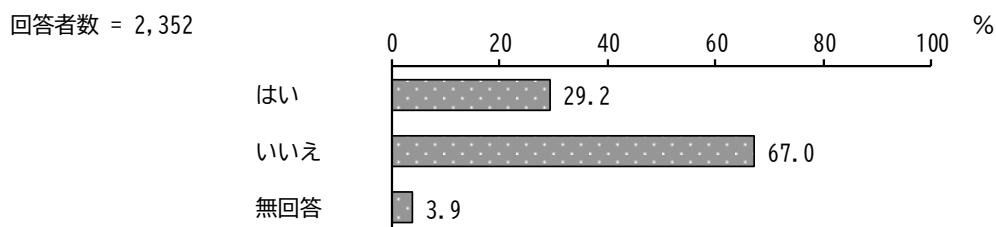
「まあよい」の割合が66.9%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が17.5%となっています。



#### ⑤ 認知症について

##### ア 相談窓口の認知度

「はい」の割合が29.2%、「いいえ」の割合が67.0%となっています。

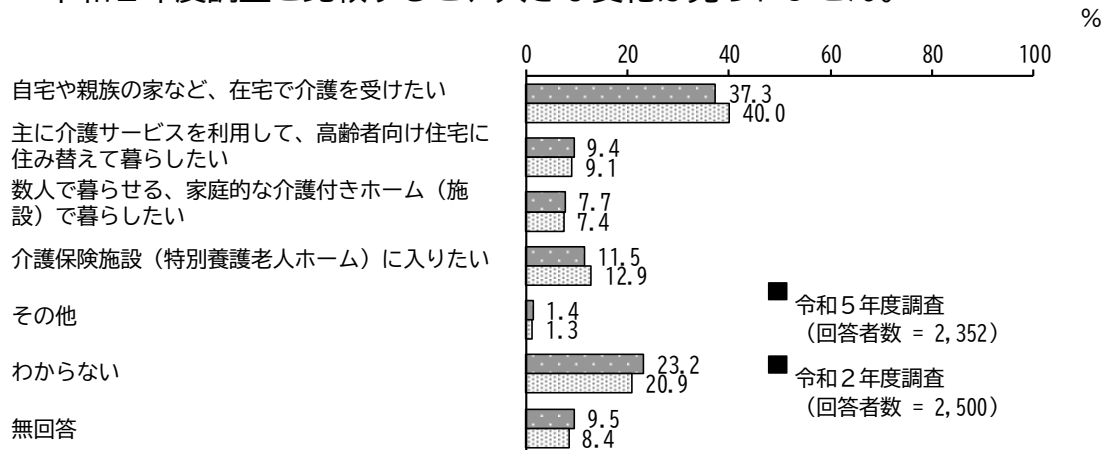


## ⑥ 介護保険制度にかかわる施策について

### ア 介護を希望する場所

「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」の割合が37.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.2%、「介護保険施設（特別養護老人ホーム）に入りたい」の割合が11.5%となっています。

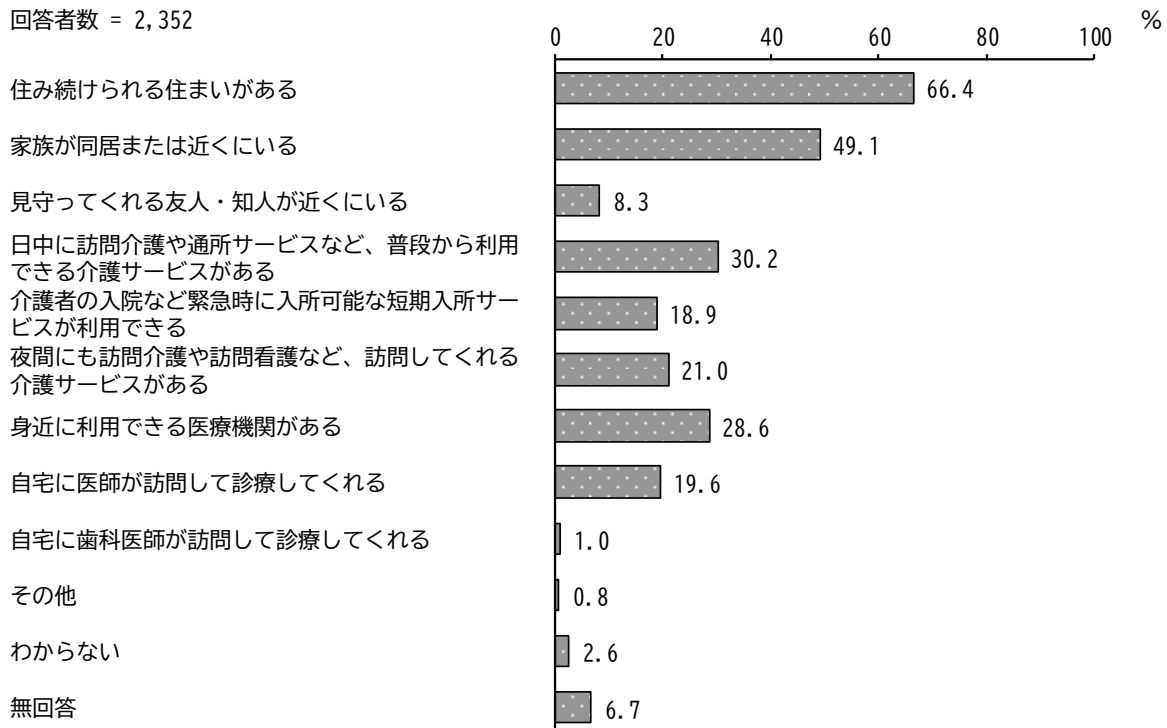
令和2年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



### イ 自宅で暮らし続けるために、必要なこと

「住み続けられる住まいがある」の割合が66.4%と最も高く、次いで「家族が同居または近くにいる」の割合が49.1%、「日中に訪問介護や通所サービスなど、普段から利用できる介護サービスがある」の割合が30.2%となっています。

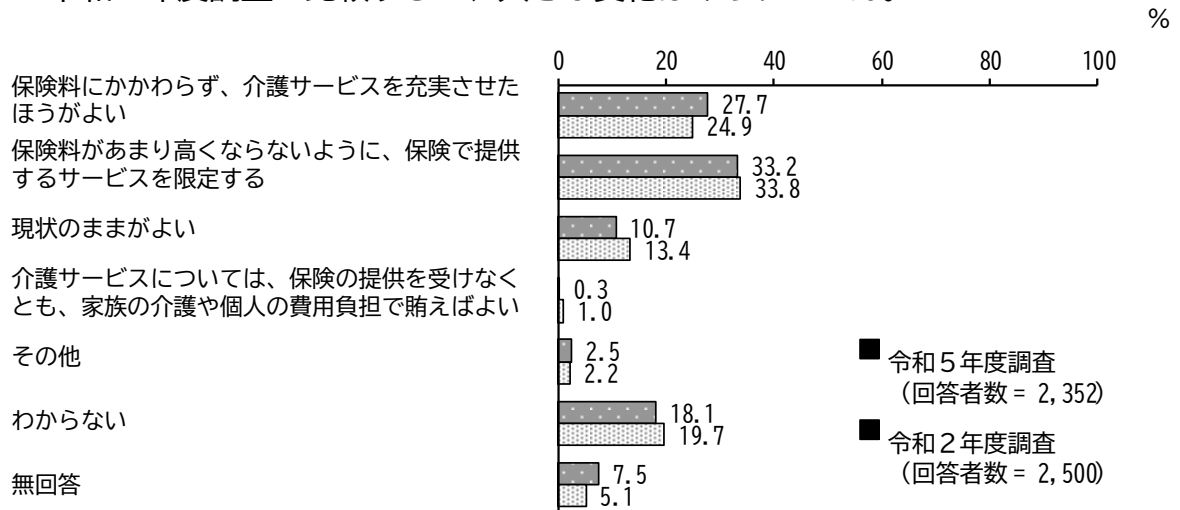
回答者数 = 2,352



## ウ 保険料と介護保険サービスについて

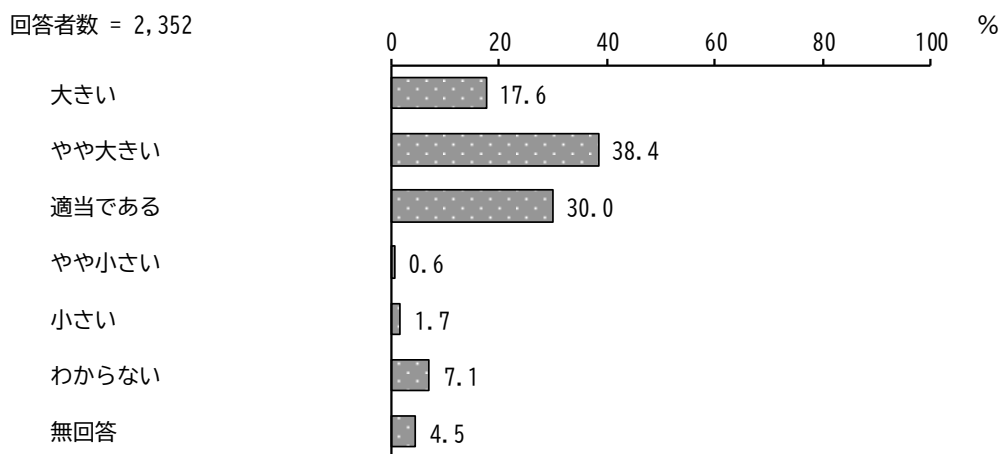
「保険料があまり高くないように、保険で提供するサービスを限定する」の割合が33.2%と最も高く、次いで「保険料にかかわらず、介護サービスを充実させたほうがよい」の割合が27.7%、「わからない」の割合が18.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## エ 介護保険料の家計への影響

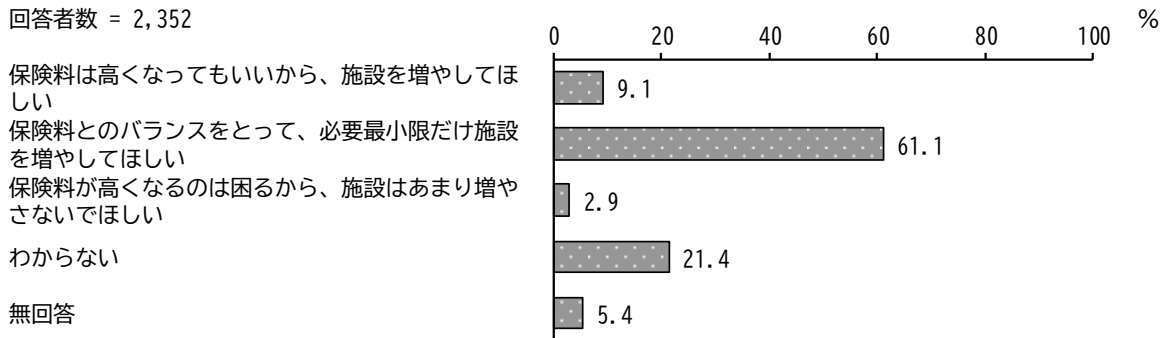
「やや大きい」の割合が38.4%と最も高く、次いで「適当である」の割合が30.0%、「大きい」の割合が17.6%となっています。



## オ 特別養護老人ホームの整備について

「保険料とのバランスをとって、必要最小限だけ施設を増やしてほしい」の割合が61.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.4%となっています。

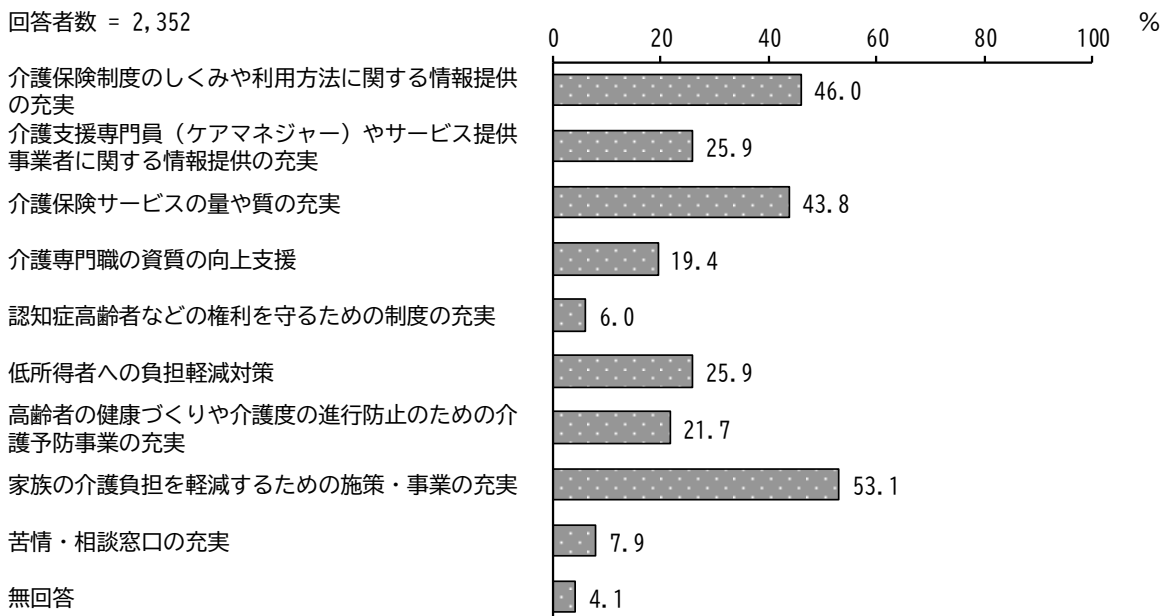
回答者数 = 2,352



## カ 重点的に取り組んでほしい施策の内容

「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」の割合が53.1%と最も高く、次いで「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実」の割合が46.0%、「介護保険サービスの量や質の充実」の割合が43.8%となっています。

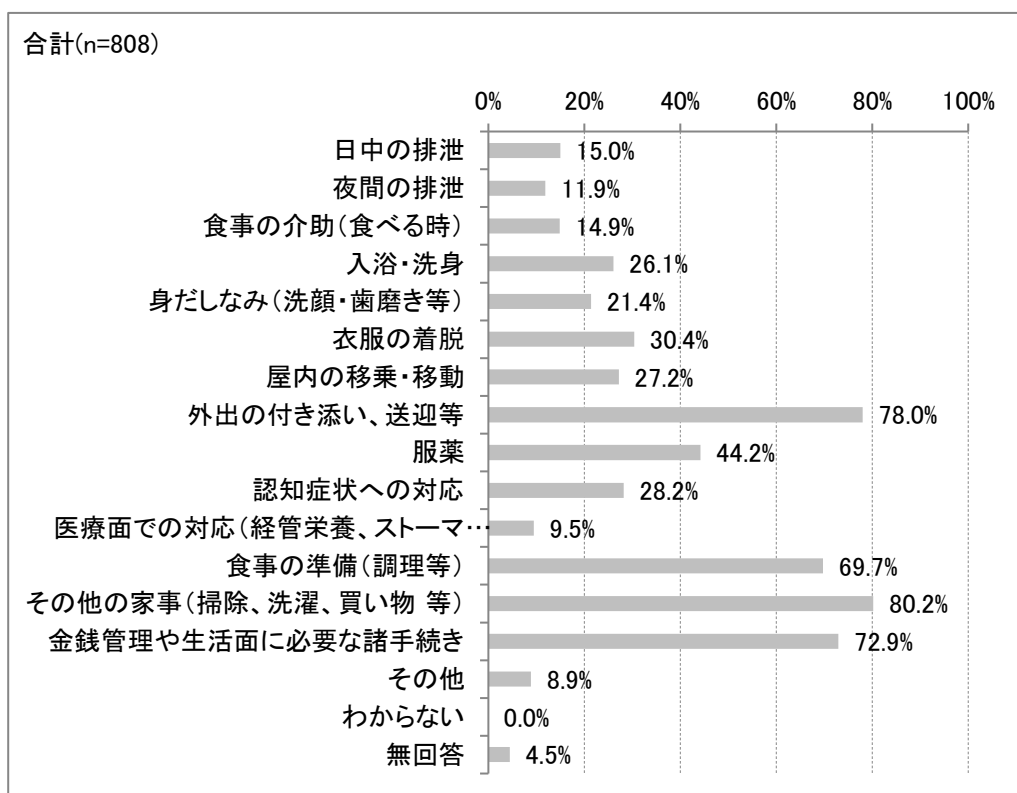
回答者数 = 2,352



## (2) - 2 在宅介護実態調査

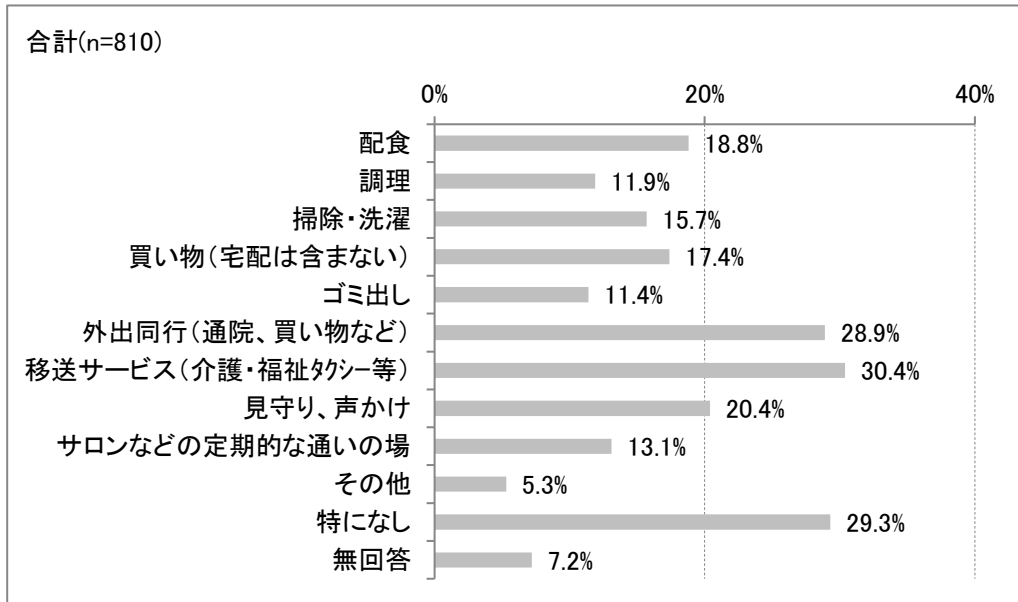
### ア 主な介護者の方が行っている介護

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が80.2%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が78.0%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が72.9%となっています。

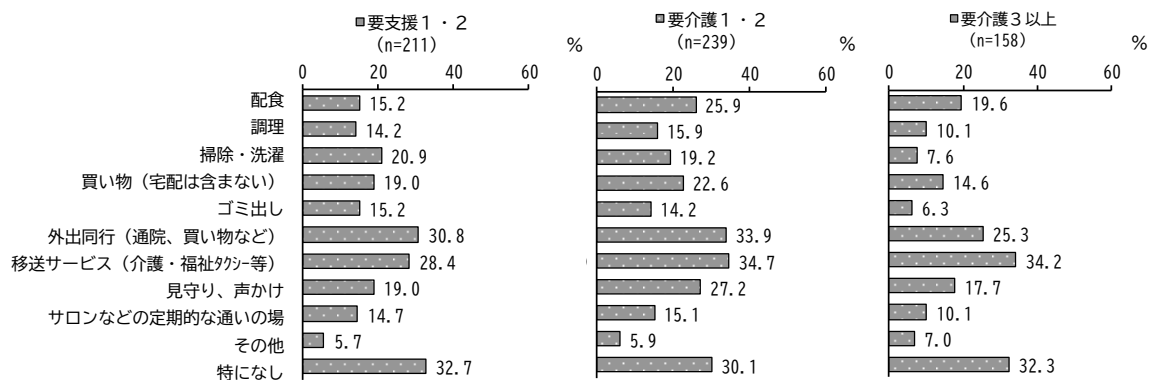


## イ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が30.4%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」の割合が28.9%、「見守り、声かけ」の割合が20.4%となっています。

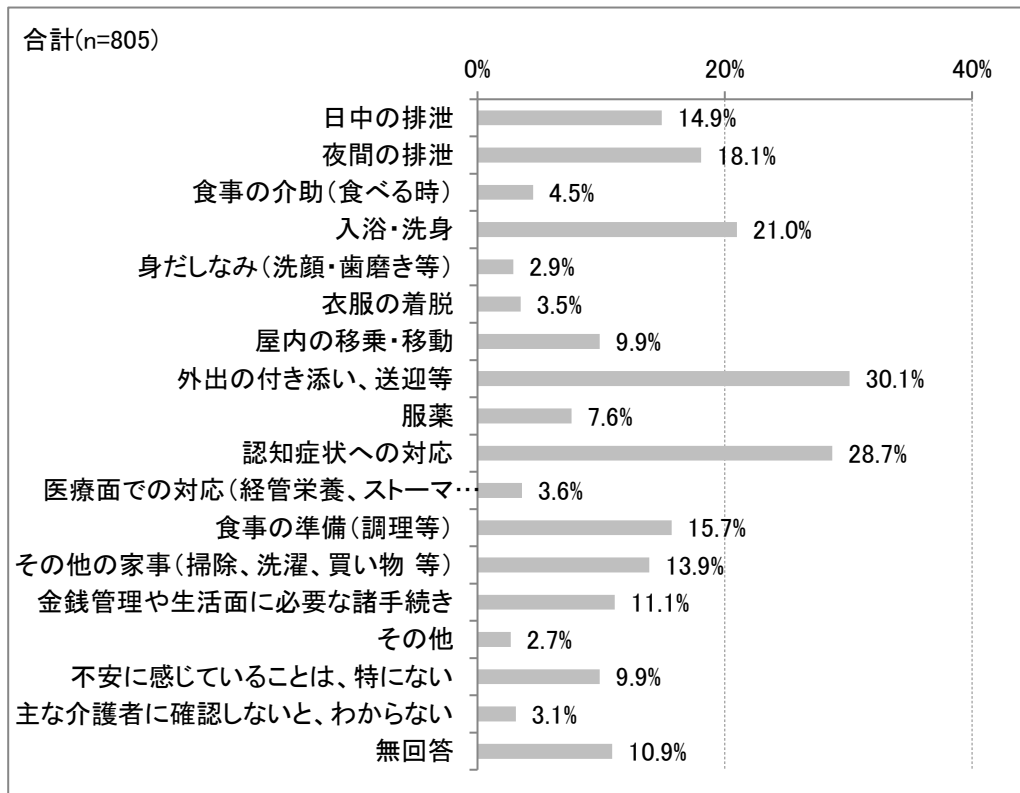


要介護度別にみると、すべての要介護度で「外出同行（通院・買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が高くなっています。要支援1・2、要介護1・2では、「掃除・洗濯」「ゴミ出し」といった家事の割合も高くなっています。

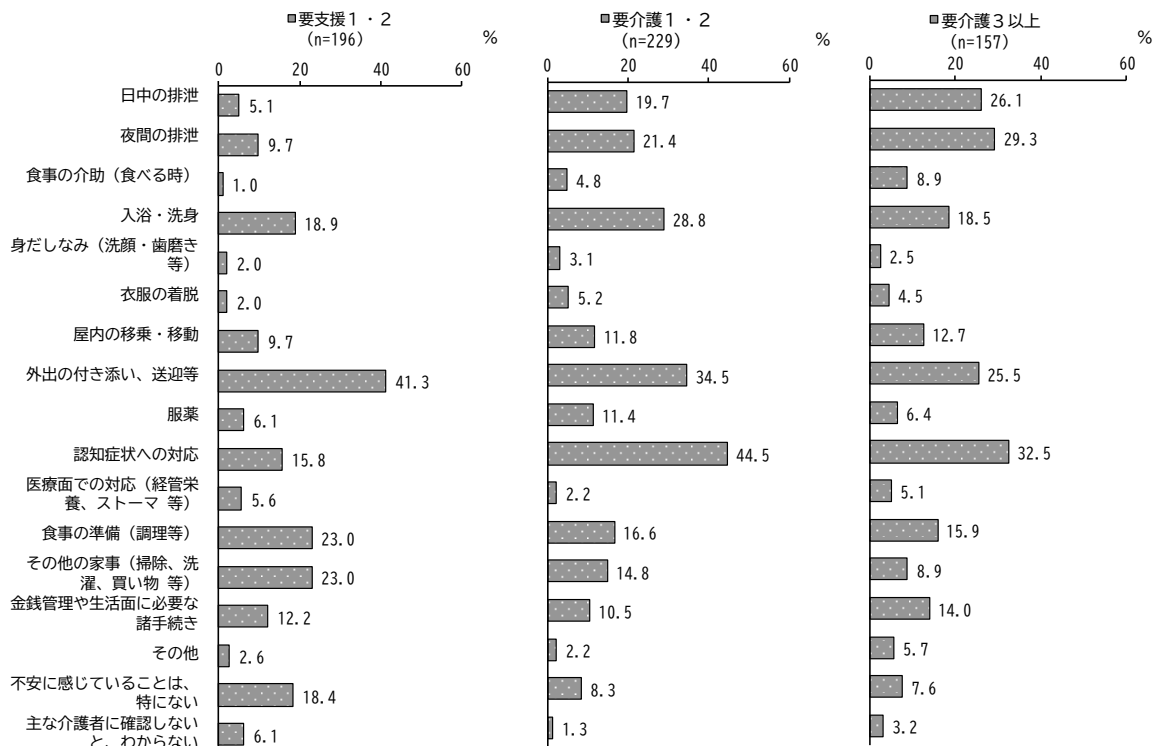


## ウ 介護者が不安に感じる介護

「外出の付き添い、送迎等」の割合が30.1%と最も高く、次いで「認知症状への対応」の割合が28.7%、「入浴・洗身」の割合が21.0%となっています。



要介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」に係る不安の割合が高くなっています。要介護1・2、要介護3以上では、「認知症への対応」の割合が高くなっています。



その他の調査結果を掲載予定



### (3) 調査結果からみえる市の課題

#### ①生きがい・介護予防

##### ～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

令和4年度は、市の高齢者人口における75歳以上の人口比率が、65歳以上74歳以下の人口比率に比べて2.48ポイント上回り、後期高齢者の人口比率が高まっています。活力ある高齢者が多い市ではありますが、長引く感染症対策の影響が、高齢者の活動に影響を与えている状況があったと思われます。今後は、団塊の世代を含む高齢者の多様化するニーズをどのように捉えて、地域活動に参加しやすい状況をどのように整えていくかが、大きな課題となっています。

また、健康に関する記事や番組に関心があるかについて、「はい」が約9割となっていますが、スポーツ関係のグループやクラブに年に1回以上参加している人は2割半ばとなっているため、市民一人ひとりが健康増進の基本となる食生活や運動等の健康的な生活習慣の実践に取り組んでいくことが重要です。

さらに、介護予防の推進にあたっては、現状介護予防のための通いの場に「参加していない」人は7割を超えているため、安心して介護予防教室等に参加できる環境と感染症予防の正しい知識の普及や、教室等の情報ができるだけ多くの高齢者に届くよう、周知方法について検討を行う必要があります。

## ②安心な生活の確保

### ～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

自宅で暮らし続けるために必要なことについて、「見守ってくれる友人・知人が近くにいる」が8.3%となっています。また、介護サービス未利用者によると、自宅で暮らし続けるために必要なことについて、「住み続けられる住まいがある」が約6割と最も高く、次いで「家族が同居または近くにいる」が5割半ばと高くなっています。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した在宅福祉サービスや地域の見守り体制、要介護高齢者を介護する家族に対する支援も重要となります。

認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」が約3割、「いいえ」が7割近くとなっています。認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、相談窓口の周知を行うとともに、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めることが必要です。

家族や友人・知人以外の相談相手について、「地域包括支援センター・役所・役場」が2割近くとなっています。専門職や地域の関係団体・機関等が協働して、地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える様々な課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となっています。

### ③医療・介護～いつまでも自分らしく生きるために～

自宅で暮らし続けるために必要なことについて、「日中に訪問介護や通所サービスなど、普段から利用できる介護サービスがある」、「身近に利用できる医療機関がある」が約3割となっています。また、介護サービス未利用者によると、「身近に利用できる医療機関がある」が4割近くとなっています。入院医療と在宅医療を担う医療機関との連携を強化し、在宅生活への復帰を通じて切れ目のないサービス提供が行われる体制を強化していく必要があります。

介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいかについて、「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」が37.3%と最も高くなっており、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実が必要です。

保険料の負担と介護保険のサービスについて、「保険料があまり高くないように、保険で提供するサービスを限定する」が33.2%と最も高く、次いで「保険料にかかわらず、介護サービスを充実させたほうがよい」が27.7%、「わからない」が18.1%となっています。介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努めるとともに、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要となります。

介護人材実態調査によると、現在の介護職員の不足状況について、「不足していないが余裕はない」が55.9%と最も高く、次いで「不足している」が39.7%となっています。また、人材確保・定着に関して感じていることについて、「良質な人材の確保が難しい」が69.1%と最も高く、次いで「今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」が64.7%、「教育・研修の時間が十分に取れない」が39.7%となっています。介護未経験者の介護分野への参入のきっかけをつくとともに、介護人材のすそ野を拡げる取り組みを促進していく必要があります。また、介護現場における業務の改善方法についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが必要です。

## 4 第8期計画の評価及び課題

第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定にあたり、第8期計画を施策に沿って評価しました。

### (1) 生きがい・介護予防

#### 「1 社会参加の促進と福祉意識の高揚」

新型コロナウイルスの影響により、学習や活動の機会が制限され、実施が難しくなる状況がありました。

敬老事業では、「おじいちゃん・おばあちゃんにありがとうの気持ちを伝える事業」を支援し、地域主体の事業として確立しました。

感染症についての理解や情報・対策の普及が進み、これらの更なる周知が今後の活動には必要となっています。

#### 「2 いきいき健康づくり」

介護予防教室や出前講座を実施し、また佐倉ふるさと対象や佐倉わくわく体操等の住民主体の活動を支援することで、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を図り、地域での自主的な取組の推進に寄与しました。

#### 「3 介護予防の総合的な推進」(重点施策)

コロナ禍により介護予防団体活動が難しくなり、補助金交付団体が減少した後、やや増加したものの完全な回復は難しい状況です。介護予防ボランティアについては、積極的な参加がありましたが、全体の登録数は横ばいとなりました。

一方、介護予防・生活支援サービス事業は要支援者を対象に各種サービスを実施し、概ね計画通りに進めることができました。しかし、住民主体の団体や法人が実施する生活支援サービスや移動支援サービスについてはコロナ禍で団体活動が難しく、次期計画では団体への後方支援を強化する方針です。

#### <主な課題>

- ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛生活の影響により、高齢者クラブや通いの場の活動、介護予防教室等の開催が制限され、活動休止となった団体の再開支援を講じていく必要があります。
- ②生産年齢人口の減少に伴う70歳までの継続雇用制度や、定年制度の廃止の導入等により、前期高齢者の地域活動への参加が減少傾向にあります。
- ③デジタル化が進み、ホームページの閲覧や、電子申請などのスキルが必要となる中、操作困難で取り残される高齢者が多く存在し、情報格差が生じていることから、支援を行う必要があります。

## (2) 安心な生活の確保

### 「1 安心できる在宅福祉サービスの提供」

高齢者人口と単身高齢者世帯数の増加に伴い、在宅福祉サービスの需要が増えていきます。配食サービスは委託先法人を増やし、緊急通報装置の対象者も拡大して対応しています。

訪問理美容の出張費用助成とショートステイは、件数は少ないものの継続した需要があり、他の制度でカバーできないニーズに対応しています。また、介護者のつどいはコロナ禍で一時的に人数が減少しましたが、現在は実施回数、参加人数ともにほぼ以前の水準に戻りつつあります。

### 「2 認知症にやさしい佐倉の推進」(重点施策)

認知症サポーター養成講座の開催回数は減少しましたが、オンラインでの実施や小中高校の児童・生徒・学生対象とした講座の実施により、受講者数は目標値を達成しました。

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置は目標を達成し、地域での認知症推進事業に取り組んでいます。

コロナ禍で認知症カフェは一部中止となり開催箇所は減りました。チームオレンジの活動は各地域での支援に取り組み、県の若年性認知症コーディネーターを介護予防教室などで講師として招いて理解を深める機会を設けました。また、2市1町のSOSネットワークのもと、認知症高齢者等が行方不明になった際には、防災無線放送やメール配信を行い、迅速な発見に繋がっています。

### 「3 権利擁護と地域での見守り」

佐倉市成年後見支援センターの相談実績及び市長による申立実績は堅調に推移し、国が求める地域連携ネットワーク及びその中核機関も近隣他自治体に先行して設置しています。

高齢者虐待に対しては地域包括支援センター等と協力し防止及び早期発見、早期対応に注力して、必要に応じ適切に入所措置も実施しています。

### 「4 在宅生活を支える体制の充実」(重点施策)

市内の5つの地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援サービスや通いの場の情報を収集し、「地域の支え合い・助け合いリスト」を作成・公開し、生活支援サービスや通いの場を周知・提供。コロナ禍により予定通りの活動が行えなかったものの、自治会など地域の集まりに参加して住民のニーズを収集し、支援と受け手をつなぐ役割を果たしました。また、令和4年度には市全体で地域の課題解決について検討する地域ケア推進会議を初めて開催し、担い手の確保について検討しました。

## 「5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備」

各種法令に準拠した施設のバリアフリー化や環境整備を各関係者に求めました。住宅改修費の支給や住まいに関する相談は継続的に行われ、計画期間において整備計画に位置付けているうち、特定施設入居者生活介護施設が計画どおり整備されました。（(3)「2」参照）

## 「6 地域包括支援センターの運営」

地域包括支援センターは、地域の高齢者、その家族、そして地域住民が安心して生活できるようなサポートを行っています。高齢者の様々な相談に対応し、福祉・介護、医療・健康、生活支援などの各種相談に対し、必要なサービスへの連携を行っています。

後期高齢者の増加により相談件数が増え、深刻なケース対応も増加傾向にあり、地域包括支援センターの負担は高まっておりますが、高齢者数に応じて人員を増員することや、毎月実施している管理者会議等において市と課題を共有し、解決を図ることで、事務改善を行うなど、地域包括支援センターが安定した運営を行えるよう、取組を進めました。

## 「7 災害・感染症対策の推進」

新型コロナウイルス感染症対策として、衛生消耗品の提供やPCR等検査費用助成、感染者が発生した入所施設への支援金支給といった支援を行いました。感染下においても安全な職場環境を維持し、介護従事者を確保することで、介護離職等の防止等、事業所等の安定運営に寄与することができました。また、コロナ禍におけるサービス提供にかかる特例措置など、適宜事業所へ情報提供を行いました。

また、災害発生時の福祉避難所の整備について、市内福祉施設と協議を進めました。

### <主な課題>

- ①高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した在宅福祉サービスや、地域の見守り体制が必要です。また、要介護高齢者を介護する家族に対する支援も重要です。
- ②一人暮らしの高齢者が増える中、地域の高齢者の小さな異変に気付き、必要な支援へつなげていけるよう、見守りの必要性についての周知・啓発を行う必要があります。
- ③認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進する必要があります。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深める取組が必要です。
- ④市の地区社会福祉協議会が実施する生活支援サービス等の利用者は増加していますが、住民主体によるサービスの提供量を継続的に増やすことには限界があり、民間企業等との連携・協働によるサービス提供を推進する必要があります。
- ⑤貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携や、家族介護者の支援に取り組んでいく必要があります。

## (3) 医療・介護

### 「1 在宅医療・介護の連携と推進」

地域包括支援センターへのアンケートの実施、病院との意見交換会の開催、事例検討、多職種研修の実施等、在宅医療・介護の連携と推進に努めることができました。

市民への啓発については、コロナ禍の影響もあり、「私らしく生きるを支える手帳」の配布が主となり、出前講座等の実施はできませんでした。

### 「2 介護保険制度の適正な運営」(重点施策)

第8期における施設整備計画のうち、特定施設入居者生活介護施設については計画通り整備されましたが、その他の特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、整備法人の決定にとどまりました。また、小規模多機能型居宅介護施設の廃止もありました。

今期は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響が甚大であったことから、事業所に対し、衛生資材の提供や検査費用助成及び支援金支給を行うなど、事業所の安定運営に寄与しました。

介護サービスの質を担保すべく、コロナ禍における事業所への指導も計画的に行い、給付適正化主要5事業(ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修・福祉用具の点検、介護給付費通知の発送、適切な介護認定の推進)についても滞りなく取り組みました。

また、介護人材の確保のため、前期計画に引き続き介護職員初任者研修を実施し、新たに令和5年度から介護支援専門員の資格取得のための支援事業も開始しました。併せて、介護職員の処遇改善等の支援や、介護現場の業務効率化のため介護ロボット・ICT導入の支援等、介護現場の働きやすい環境の整備の一助となるよう取り組んでまいりました。

#### <主な課題>

- ①介護人材について不足している事業所が多く、介護サービス提供の確保の面で大きな課題となっており、介護人材の確保、定着のための取組が必要です。
- ②介護人材の不足と関連し、事業所の事務負担を軽減し、生産性を向上するための業務効率化の取組を推進する必要があります。

## 1 基本理念と基本目標

佐倉市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画(令和2年度～13年度)において、市の将来都市像は「笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう 『健康・安心・未来都市』」を掲げ、地域の人材や資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望を持つことができるまちを目指しています。

この将来都市像の実現に向けて、高齢者福祉分野では、全ての高齢者が、住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしく暮らせる地域共生社会を目指すとしており、第1期計画から掲げてきた基本理念である「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」と合致することから、第9期計画においてもこれを継承するものとします。

また、計画の基本目標についても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、安心して暮らせる住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護の分野を包括的に支援する「地域包括ケアシステム」の構築・推進が第9期計画期間においても引き続き課題となっていることから、第8期計画の目標「可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。」を継承するものとします。

これらの基本理念・基本目標に基づき、佐倉市の高齢者が生きがいをもって自立した日常生活を長く営むことができるよう、介護予防の啓発・推進、認知症に関する正しい知識の普及・啓発、在宅生活を支える生活支援サービスの充実、介護保険制度の適正な運営、介護人材の確保など、各施策に取り組んでまいります。

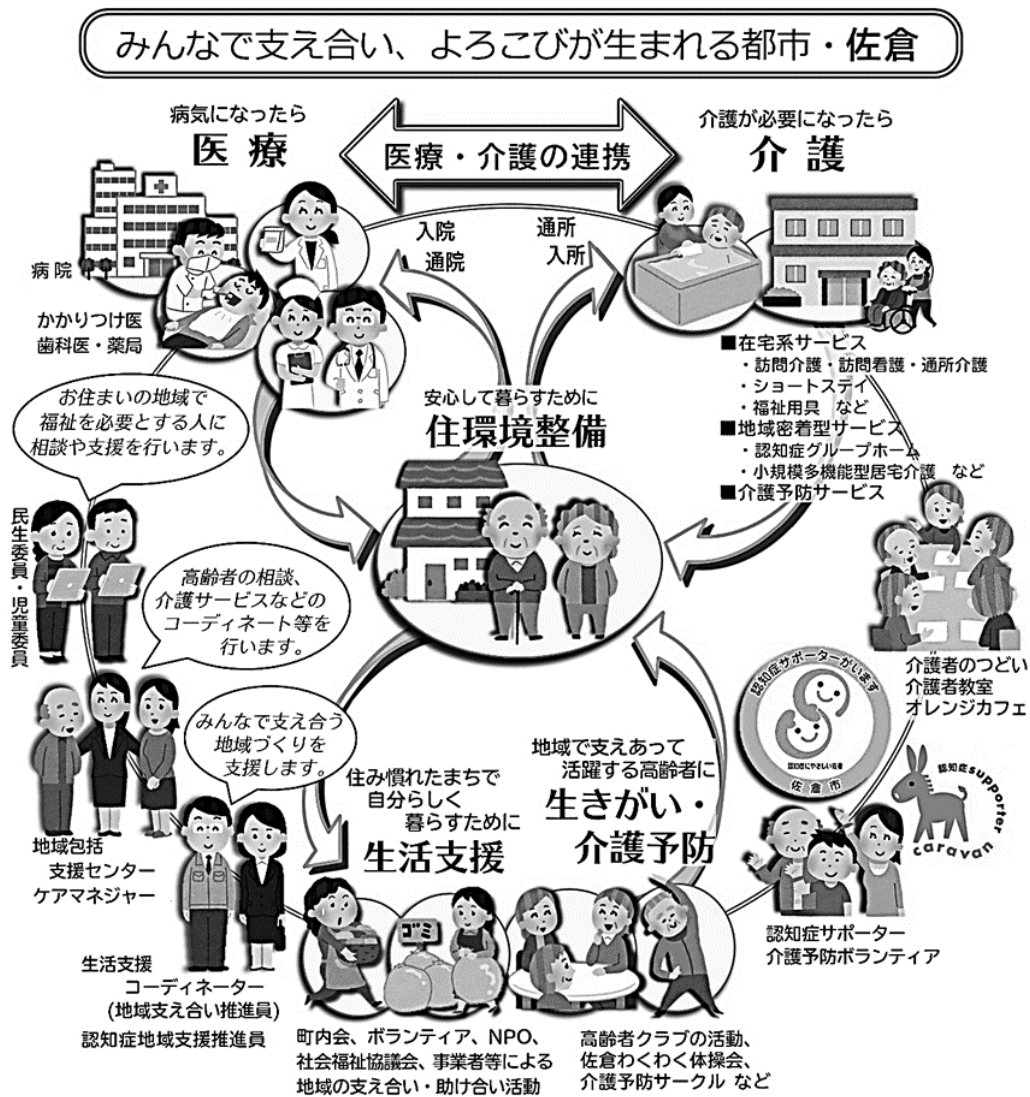


【 基本理念 】

みんなで支え合い、  
よろこびが生まれる都市・佐倉

【 基本目標 】

可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

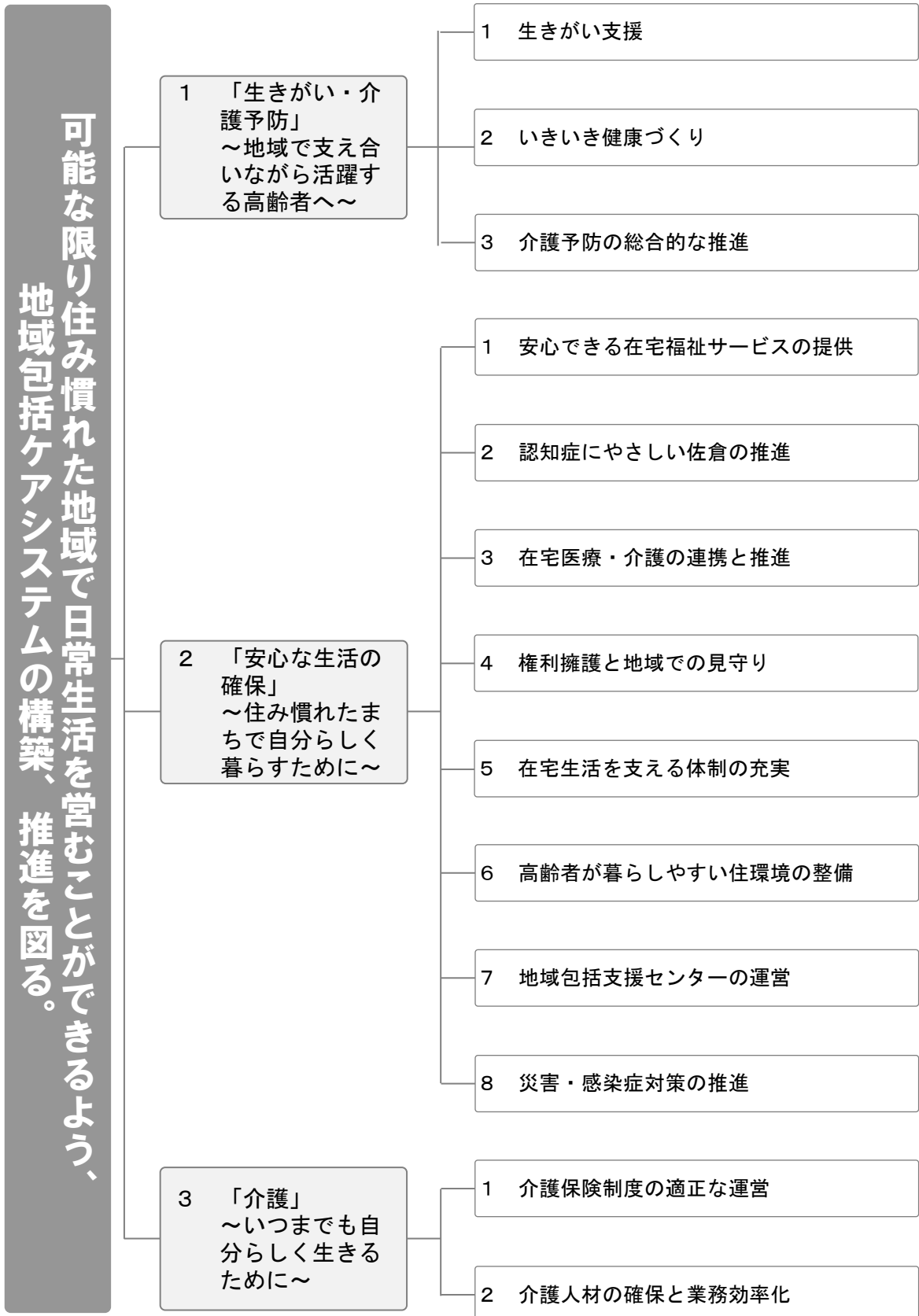


## 2 計画の体系

[基本目標]

[ 章 ]

[ 施策 ]



### 3 重点施策

第8期計画期間中の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う個人及び団体等の活動自粛により、高齢者の心身状態の悪化、地域団体の活動の休止、担い手の減少、孤立・孤独化など様々な課題が生じました。

また、生産年齢人口の減少に伴い、定年後の継続雇用制度の導入や、高齢者の再就職が増加する中、これまで地域活動を支えてきた前期高齢者の地域活動への参加が減り、高齢者の見守り等を支える担い手の減少傾向が見られます。

これらの第8期計画期間中に生じた新たな課題や、市民や事業者からのアンケート結果から見える課題、国から示された第9期の基本指針等を踏まえ、第9期計画期間中に重点的に取り組むべき施策として、以下の5項目を掲げます。

	重点施策	主な施策内容
1	◇地域活動への参加の促進 ※新規 〔施策名：生きがい支援 介護予防の総合的な推進〕 ・新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛に伴い、休止・縮小された地域活動の再開支援等に取り組み、地域の担い手の発掘・育成を行います。 ・生きがい支援、介護予防支援に取り組みます。	・高齢者クラブや通いの場の支援、世代間交流 ・ボランティア、担い手の育成 ・生きがい支援、介護予防等に取り組む住民団体への支援 ・介護予防・生活支援サービス事業（訪問・通所・移動支援）の充実
2	◇地域における包括的支援体制の整備・推進 ※新規 〔施策名：在宅生活を支える体制の充実 地域包括支援センターの運営〕 ・地域団体、介護施設、相談機関等の連携により、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り日常生活を営むことができるよう、包括的な支援体制を整備、推進します。 ・地域団体との連携に加え、民間企業等との連携・協働に取り組みます。	・貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携、家族介護者の支援 ・各圏域での生活支援サービスの充実、協議体の開催 ・民間企業等との連携による高齢者の見守り、生活支援体制の充実、団体活動への支援
3	◇認知症にやさしい佐倉の推進 ※継続 ・認知症の人を含めた市民一人一人がそれぞれを認め合いながら共に生きていくことを目指す地域社会の実現を推進します。 ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、認知症の人と家族の視点を重視した認知症にやさしい地域づくりを促進します。	・認知症サポーター養成講座、認知症声掛け訓練の実施など、地域における認知症支援体制の推進 ・本人発信及び本人の意思決定の為の支援 ・認知症の家族に対する支援、認知症の人の社会参加支援活動を行う団体への補助金の交付

4	<p>◇介護保険制度の適正な運営 ※継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えてサービス基盤の整備を行います。</li> <li>・介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な介護サービスの提供</li> <li>・在宅介護を支える多様なサービスの充実</li> <li>・介護サービス事業所の計画的な整備</li> <li>・居宅介護支援事業所等の運営指導</li> </ul>
5	<p>◇介護人材の確保と業務効率化 ※新規</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材の確保と定着、介護現場の生産性向上のための業務効率化に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員等の資格取得に係る助成</li> <li>・介護職員初任者研修の実施</li> <li>・介護ロボット、ICTの導入支援</li> <li>・事務の簡素化、電子化による業務効率化</li> </ul>

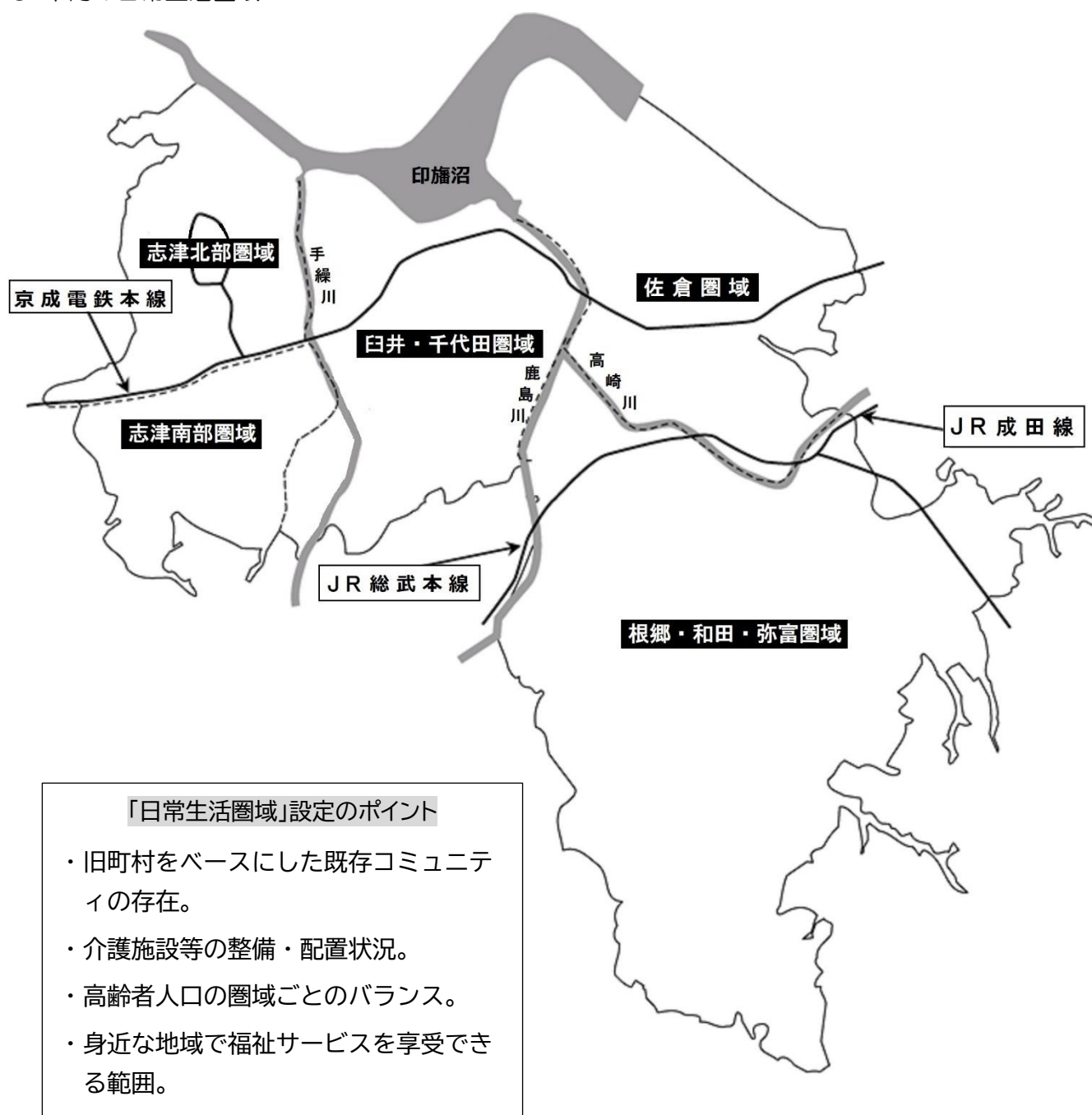
## 4 日常生活圏域

### (1) 圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

第8期計画に引き続き、第9期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

#### ○ 市内の日常生活圏域



## (2) 日常生活圏における高齢者人口の推移

令和5年(2023年)9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口などの状況を日常生活圏域別にみると、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が高いのは、佐倉圏域の37.3%、次いで臼井・千代田圏域の35.4%、一方、高齢化率が低いのは、志津北部圏域の31.2%、根郷・和田・弥富圏域の31.7%、となっています。

なお、各圏域とも年々高齢化率は上昇しており、令和8年(2026年)9月末時点の推計では、全ての圏域で32%を超えることが見込まれています。

また、令和10年(2028年)も上昇し、令和22年では、5圏域中3圏域で40%を超えることが見込まれています。

### ○ 日常生活圏域別人口の推移と推計

単位：上段/人、下段/%

区分		実績			推計			
		第8期			第9期			第14期
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
市全体	全人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	12,379 30.6%	12,506 30.9%	12,566 31.2%	56,447 33.8%	56,237 34.0%	55,978 34.3%	52,968 40.6%
志津北部圏域	人口	35,079	34,801	34,532	39,468	39,029	38,574	30,811
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	12,379 30.6%	12,506 30.9%	12,566 31.2%	12,457 31.6%	12,413 31.8%	12,358 32.0%	11,698 38.0%
志津南部圏域	人口	35,079	34,801	34,532	33,839	33,463	33,072	26,416
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	11,063 31.5%	11,083 31.8%	11,032 31.9%	10,893 32.2%	10,810 32.3%	10,719 32.4%	9,585 36.3%
臼井・千代田圏域	人口	40,370	40,124	39,974	39,171	38,736	38,284	30,579
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	13,945 34.5%	14,102 35.1%	14,155 35.4%	14,057 35.9%	14,042 36.3%	14,002 36.6%	13,619 44.5%
佐倉圏域	人口	27,964	27,836	27,588	27,034	26,734	26,421	21,104
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	10,299 36.8%	10,337 37.1%	10,286 37.3%	10,153 37.6%	10,073 37.7%	9,985 37.8%	8,887 42.1%
根郷・和田・弥富圏域	人口	28,546	28,377	28,137	27,572	27,266	26,947	21,524
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	8,745 30.6%	8,883 31.3%	8,910 31.7%	8,967 32.2%	8,909 32.7%	8,924 33.1%	9,179 42.6%

※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績：各年9月末時点の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)

推計：令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

### (3) 各圏域の地域包括支援センター

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1カ所（計5カ所）設置しています。

#### ○ 各地域包括支援センター一覧

日常生活圏域	地域包括支援センター名称	地 域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、 井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、 南ユーカリが丘、西ユーカリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、 下志津原、中志津、西志津
臼井・千代田圏域	臼井・千代田 地域包括支援センター	臼井、臼井田、臼井台、江原、 江原新田、角来、印南、八幡台、 新臼井田、江原台、王子台、 南臼井台、稲荷台、生谷、畔田、 吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、 鎗木町、新町、裏新町、中尾余町、 最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、 本町、樹木町、将門町、大蛇町、 藤沢町、栄町、城内町、千成、 大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、 土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、 上代、高岡、宮前、白銀、 鎗木仲田町
根郷・和田・弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、 小篠塚、神門、木野子、城、石川、 表町、大作、大崎台、山王、春路、 馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、 米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、 八木、長熊、天辺、宮本、高崎、 坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、 飯塚、内田、宮内、西御門、七曲



## 5 地域包括ケアシステムの推進、深化

国は、「団塊の世代」すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）と全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて取り組んでいます。今後は85歳以上の人口が急増するとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することが見込まれています。85歳以上の年代では、要介護度が中重度の高齢者や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者、認知症が疑われる人や認知症の人が大幅に増加し、また、高齢者世帯の増加により、生活支援や住まいの支援を要する世帯も増加することも見込まれています。

介護が必要となっても、住み慣れた地域でこれまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという願いを実現させるためには、各圏域において介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、社会参加について包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステムを推進、深化させていく必要があります。第9期計画期間においても引き続き取り組んでまいります。

### ○ 地域包括ケアシステムと「自助・互助・共助・公助」のイメージ



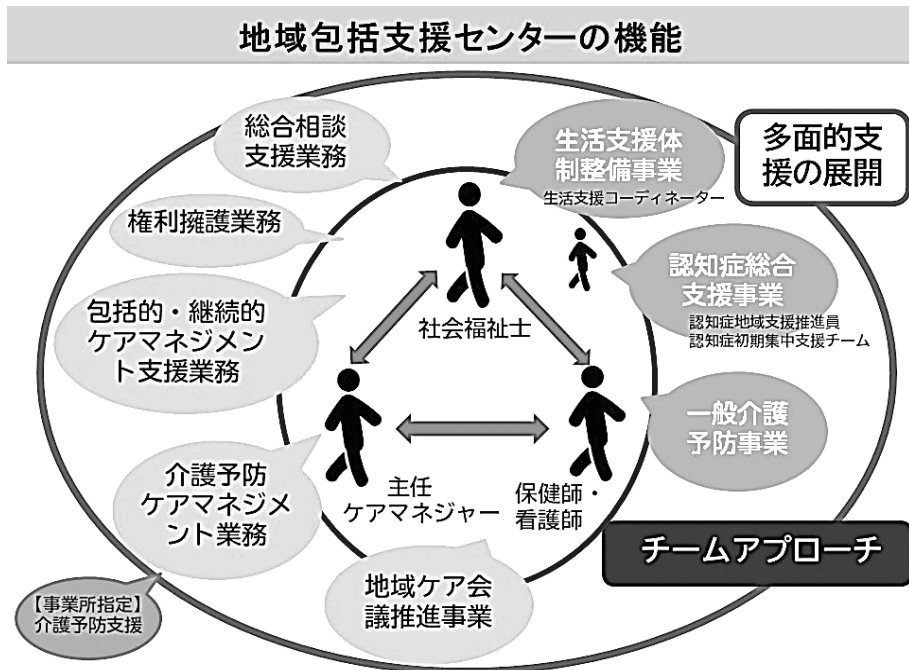
### （1）地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、平成18年（2006年）の介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

平成18年（2006年）4月に市直営で運営を開始し、平成21年（2009年）年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各1カ所（計5カ所）設



置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援



体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、さまざまな業務に取り組んでいます。

今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、さらなる業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置とともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に実施し、安定的かつ継続的な運営がおこなわれるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を推進します。また、高齢者人口等の増加を考慮し、地域包括支援センターのあり方なども検討します。